

北海道浜頓別高等学校

令和6年度(2024年度)校則(学校生活のきまり)



1. 登下校について

- (1)登下校の際は、交通法規を遵守し交通事故に十分気をつける。
- (2)自転車通学者については次の事項を遵守することとする。
 - ア 自転車通学をしようとするものは、所定の手続きをするものとする。
 - イ 自転車は定期的に整備すること。
 - ウ 自転車使用期間は4月から11月とする。
使用期間にあっても、路面凍結や積雪があった場合は自転車通学しないこと。
- (3)列車やバス等での通学をする生徒は、乗車マナーを守り、一般客等に迷惑をかけるな。

2. 交友・礼儀等について

- (1)交友については、互いの人格を尊重し明朗健全であるように心がけること。
- (2)校内外を問わず、教職員・保護者等にあつた場合はあいさつをすること。
- (3)生徒相互間にあつてもあいさつをすること。
- (4)生徒相互間での金銭の貸借はしないこと。

3. 服装・頭髪・装飾品等について

- (1)制服については次の事項を遵守すること。
 - ア 男女とも本校指定の制服を着用すること。
 - イ 男子はブレザー左襟、女子はブレザー左襟およびベスト左胸にクラス章をつけること。
 - ウ 夏季略装は6月から9月までとし、ブレザーは着用しなくてもよい。
 - エ 制服の改造は認めない。
- (2)頭髪については次の事項を遵守すること。
 - ア 男女とも端正な髪形を心がけること。

イ 男女とも染色や脱色、パーマ等の加工を禁止する。

(3)装飾品については次の事項を遵守すること。

ア 男女ともピアスやネックレス、指輪等の装飾品を身に付けることを禁止する。

イ 化粧やマニキュア・ネイルアート・エクステンション等の着用は禁止する。

(4)その他

ア 履物については本校指定の運動靴とする。

イ 体育や体育的行事の際は、本校指定のジャージを着用すること。

ウ 定められた服装以外のものを着用する場合は、異装届を提出し許可を受けること。

エ その他に関しては、服装等規程細則を参照すること。

4. 所持品について

(1)自己の所持品のすべてのものに学年・組・氏名を明記し、保管に責任を持つこと。

(2)学校生活に不必要な物品・金銭等を持参しないこと。学校への納金は朝のSHR後、すみやかに担当教諭に提出すること。

5. 校内生活について

(1)教室では整理整頓に心がけ、換気につとめること。

(2)校内での食事は所定の場所で行うこと。

(3)授業の準備は休み時間に行い、移動等は速やかに忘れ物をしないようにすること。

(4)掃除当番は各自責任を持って清潔にこころがけ、掃除用具は所定の位置に整理整頓すること。

(5)登校後は校地外にでないこと。

(6)集会や各行事には秩序ある速やかな行動を心がけ、静粛につとめること。

(7)校内に在籍できる時間は7：30から19：00とする。

ただし、その他で定められた時間以降も残る場合はホームルーム担任または部活動顧問の承認を受けることとする。

(8)携帯電話の使用に関しては別に定める携帯電話に関する申し合わせを遵守すること。

(9)校内の自動販売機は昼休みおよび放課後の使用に限ることとする。

6. 校外生活について

(1)校外生活について、次の行為は認めない。

ア 未成年の立入りを禁じている飲食店や遊戯場等に入入りすること。

イ 成人向け映画および成人向け興業物の観覧をすること。

ウ 飲酒・喫煙・有機溶剤等の吸引・使用

エ 暴力や脅迫行為、または疑われる行為

オ 窃盗・万引き、または疑われる行為

カ その他社会的に認められていない行為

キ これらの行為があった場合、別に定める規程により懲戒が加えられる。

(2)外出については次の事項を遵守すること。

ア 高校生である自覚と責任を持った行動を心がけること。

イ 夜間の外出はなるべく避け、帰宅時間は22時までとする。

ウ 外出・外泊の際は、保護者の了解を得ること。

7. 自動車運転免許取得について

(1)自動車運転免許取得は一定の条件下で認める。自動車運転免許取得について次の事項を遵守すること。

ア 自動車運転免許取得を希望する者は所定の手続きをするものとする。

イ 本校で実施される運転免許取得事前指導を受けること。

ウ 自動車学校は10月1日からとし、入校日は誕生日の1ヶ月前を過ぎていること。

エ 原則として進路が決定・内定していること。

オ 自動車学校受講は授業時間中および考査期間、考査準備期間認めない。

その他、本校の指示があるときは受講を認めない。

カ 自動車運転免許取得したものはすみやかに学校に報告するものとする。

キ その他に関しては、自動車運転免許取得規程細則を参照すること。

8. アルバイトについて

(1)アルバイトに従事する者は、所定の手続きをするものとする。

(2)平日の授業日・土曜日・日曜日・祝祭日のアルバイトに関して、原則禁止とするが、次の事項に関しては許可する。

ア 新聞配達

イ 経済的に困難な家庭であり、学校で許可された場合（特別アルバイト）
ただし、特別アルバイト基準・確認事項の範囲内とする。

(3)夏季・冬季休業中は10日以内、学年末休業は7日以内に限り許可する。

(4)3学年に限り、家庭学習期間内は許可する。

9. 下宿について

(1)下宿をする場合、または、下宿を変更する場合は、保護者の承諾書を添え、ホームルーム担任に届け出ること。

(2)下宿生は、次の条項を厳守すること。

ア 友人を自室に宿泊させないこと。

イ 友人同士で部屋の貸借をしないこと。

ウ 平常日は一般生徒を立ち入らせないこと。土曜日・日曜日（休日）は18時までとする。

エ 登校日以外の外出の時は、施錠し家主へ連絡すること。

10. その他

(1)校内の施設・工具等が無断で持ち出したり、破損・落書き等をしないこと。

(2)欠席・遅刻・早退の場合は保護者から担任へ連絡すること。

(3)校外において事故があった場合には、ただちに学校に報告することとする。

(4)次の場合においてはホームルーム担任および担当教諭に届出て、校長の許

可を得ること。

ア 校内外において集会を催す場合。

イ 校内外において諸掲示および文書を配布する場合。

ウ 校外における諸団体に加入する場合。またそれらの主催する諸行事に参加する場合。

エ 校外においてライブ活動を行う場合。

オ 長期休業中に生徒同士でキャンプ・遠距離旅行・サイクリング・登山等を行う場合。

8. 部等対外活動参加規程（抜粋）

（総則）

第1条 大会出場とは本校教育活動発表の場として、高体連、高野連、高文連および教育関係団体機関の主共催する大会に参加することをいう。

（承認）

第2条 遠征の承認に当たっては原則として遠征予定一週間前までに大会要項等の関係書類、対外活動参加許可願、保護者承諾書等をもって係を経て校長の承認を得るものとする。

（資格）

第3条 大会に出場できるものは、当該部局活動および同好会（以下「部等」という）に所属するものとする。

2 校長が特に出場をみとめた生徒についてはその限りではない。

第4条 出場審査規程は別に定める。

（合宿、練習試合等）

第10条 部等は平素と違う環境下で精神および技術等の向上を目的に合宿、練習試合等を行うことができる。

2 合宿、練習試合等の承認に当たっては原則として遠征予定一週間前までに開催要項等の関係書類、対外活動参加許可願、保護者承諾書等をもって係を経て校長の承認を得るものとする。

3 部等が合宿、練習試合等を行う場合は長期休業中および休日とする。一度の合宿につき4泊5日を上限とし、原則通年で7日を超えないものとする。また、合宿地の範囲は片道350km以内とする。

9. 出場審査規程（抜粋）

1. 本規程は、公式競技に出場する本校生徒の出場資格を審査することを目的とする。
2. 本校生徒の出場できる公式競技は次のとおりとする。
 - (1)高体連、高野連および高文連主催の地区大会並に全道、全国大会。
 - (2)前項に準ずるもの。
 - (3)校長が特に出場を認めたもの。
7. 次の各項に該当する生徒は原則として出場を認めない。
 - (1)学業成績が不良で、進級の見込みがないと認められたもの。
 - (2)平常の行動が本校の生徒として好ましくないと認められたもの。
 - (3)委員会において特に不適當と認められたもの。

出場審査規程（細則）

1. 公式競技とは、高体連・高野連・高文連主催および国体等、公式の地区大会・全道・全国大会をいう。
2. 前期末の評定で「1」が3つ以上の者は後期中の公式試合の参加は認められない。
3. 服装・頭髪・遅刻・早退・欠席・学習態度等、日常の基本的態度を重視する。

10. 生徒会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は北海道浜頓別高等学校生徒会と称する。

(構成)

第2条 本会は北海道浜頓別高等学校の全ての生徒をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は本校教職員の指導のもとに、ホームルームを基礎とし、生徒の自主的精神に基づいて活動を促進し、生徒相互の親睦と福祉を図り、学校生活を充実させるとともに、それらの活動を通じて社会生活に必要な公民としての資質や精神を養うことを目的とする。

(会員の権利)

第4条 本会の会員は、役員改選に関する選挙権・被選挙権並びに、生徒総会の議事における投票権を有する。

第2章 組織

(各機関)

第5条 本会には次の各機関をおく。(別表4)

- | | |
|-----------|------------|
| (1)生徒総会 | (2)代議員会 |
| (3)執行部 | (4)専門委員会 |
| (5)監査委員会 | (6)選挙管理委員会 |
| (7)外局 | (8)部および同好会 |
| (9)ホームルーム | |

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1)会 長 1名 (2)副会長 2名
- (3)書 記 1名 (4)会 計 2名

(選出)

第7条 前条に示された役員は、全校生徒による直接選挙によって選出される。

2 本会役員選挙は、別に定める「選挙細則」に基づいておこなう。

(任期)

第8条 本会役員任期は、10月1日に始まり翌年の9月30日に満了する。

2 欠員の生じた場合は、その都度選挙を行う。

3 旧役員は新役員決定後、速やかに事務引継を行わなければならない。

(役員兼務)

第9条 本会役員は、この規約に定められた他の一切の役員および委員と兼務することはできない。

(任務)

第10条 本会役員任務は次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3)書記は文書事務に関する業務を処理する。
- (4)会計は経理等の会計業務を処理する。
- (5)専門委員長は各専門委員会の業務を統括する。

(解任)

第11条 会員は、別に定める「選挙細則」に基づき、本会役員を解任すること

ができる。

第4章 各機関の構成

(生徒総会)

第12条 生徒総会は全校生徒をもって構成する。

(代議員会)

第13条 代議員会は各ホームルームで選出されたホームルーム委員長1名によって構成する。

(執行部)

第14条 執行部は本規約第6条によって示された6名をもって構成する。

(各専門委員会)

第15条 生活専門委員会は各ホームルームで選出された男女各2名ずつの委員によって構成する。

2 体育専門委員会は各ホームルームで選出された男女各2名ずつの委員によって構成する。

3 保健専門委員会は各ホームルームで選出された2名の委員によって構成する。

(監査委員会)

第16条 監査委員会は代議員会で推挙され、会長の委嘱を受けた2名の監査委員によって構成する。

(選挙管理委員会)

第17条 選挙管理委員会は各ホームルームで選出された2名の委員によって構成する。

(外局)

第 18 条 吹奏楽局は希望者によって構成する。

2 ボランティア局は有志の生徒によって構成する。

(部・同好会)

第 19 条 部および同好会は希望者によって構成する。ただし、別に定める条件を満たさなければならない。

(ホームルーム)

第 20 条 ホームルームはクラス全員をもって構成する。

第 5 章 生徒総会

(役割)

第 21 条 生徒総会は本会活動の最高議決機関である。

(審議及び議決内容)

第 22 条 生徒総会は次の事項を審議・議決する。

- (1) 予算・決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) 部および同好会の全般に関すること。
- (5) 役員解任に関すること。

(開催時期)

第 23 条 生徒総会は年 1 回(4 月を原則とする)常会として開催することとし、会長がこれを召集する。

- 2 代議員会において出席代議員の 3 分の 1 以上の賛成を得たとき、または会員の 3 分の 1 以上の署名により発議されたときは、臨時に生徒総会を開かなければならない。

(定足数)

第 24 条 生徒総会は全会員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。

- 2 前項の規定にも関わらず、出席数が 3 分の 2 に満たない場合は流会とし、その日から 1 週間以内に再度会長が生徒総会を召集する。
- 3 3 年生の家庭学習後の期間においては、1・2 年生を全会員数とみなす。

(議長団)

第 25 条 生徒総会の議事運営は、会員の中から選出された議長 1 名副議長 1 名の議長団によって行う。

- 2 議長団は、生徒総会の秩序を維持し、議事を整理する。なお、議事進行に著しく妨げのある場合は、退場を命ずることができる。
- 3 議長団は総会終了後、その任を失う。

(議決)

第 26 条 生徒総会の議決は、規約の改正に関する議案を除き、出席者の過半数の賛成をもって可決する。

- 2 可否同数と認められたときは、議長の裁決による。

(議事録)

第 27 条 生徒総会の審議内容は、全て議事録として残しておかなければならない。

- 2 議長団の指名により、執行部の書記 1 名が、生徒総会での議事録記録人となり、生徒総会終了後、議長団と議事録の確認を行なったうえで、執行部が議事録を保存する。
- 3 会員からの請求があった場合、執行部は議事録を公開する。

第 6 章 代議員会

(役割)

第 28 条 代議員会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、会長がこれを召集する。

2 執行部員は必ず出席しなければならない。

(審議内容)

第 29 条 代議員会は次の事項について審議・決定する。

- (1)生徒総会の議案に関する事。
- (2)生徒会行事の計画とその運営に関する事。
- (3)各機関並びに各ホームルームから提案された事項に関する事。
- (4)部および同好会に関する事。
- (5)役員解任に関する事。
- (6)その他生徒会活動に関する事。

(開催時期)

第 30 条 代議員会は生徒総会の前には必ず開かななければならない。

2 会長が必要と認めた場合、もしくは代議員の 4 名以上の要求があった場合は、臨時に代議員会を開かななければならない。

(定足数)

第 31 条 代議員会は代議員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 やむを得ない理由によって代議員の出席ができない場合は、議長の承認を得て代理人を出席させることができる。

(議事運営)

第 32 条 代議員会の議長は執行部の会長が行う。

2 議事録は執行部の書記が整理・保存する。

(議決)

第 33 条 代議員会の議決は出席者の過半数をもって可決とする。

2 可否同数と認められたときは、議長の裁決による。

- 3 生徒総会に関する議案以外の決定事項については、会長はすみやかに各ホームルームに伝え、その執行に当たる。

第7章 執行部

(任務)

第34条 執行部は本会の全ての活動の企画・立案・運営に当たる最高執行機関であり、会長がこれを代表する。

- 2 前項の任務を遂行するため、具体的に執行すべき業務を下記のように定める。

- (1)生徒総会および代議員会での決議事項の執行
- (2)予算案の作成と予算の執行および決算報告書の作成
- (3)活動方針案および事業計画書の作成とその執行
- (4)規約改正案の作成
- (5)活動に必要な具体案の作成とその執行
- (6)その他の事項

第8章 各専門委員会

(任務)

第35条 各専門委員会は各部門ごとの活動を担当し、その原案の審議・運営に当たるとともに、その経過および結果を代議員会および生徒総会に報告しなければならない。

(生活専門委員会)

第36条 生活専門委員会は、校内外の規律の維持および校内各種行事への援助等を担当する。

(体育専門委員会)

第37条 体育専門委員会は、体育関係行事の原案の審議・運営を担当する。

(保健専門委員会)

第 38 条 保健専門委員会は、校内外の美化および会員の健康管理等を担当する。

(各専門委員会の役員)

第 39 条 各専門委員会では、委員の互選により、委員長および副委員長を各 1 名選出する。

第 9 章 監査委員会

(任務)

第 40 条 監査委員は、生徒会の各種事業や予算執行および決算が適正に行われているかどうかを監査する。

(監査時期)

第 41 条 監査委員は生徒会役員改選後最初に行われる代議員会で、本規約第 16 条にのっとり会長から委嘱される。

2 監査委員は、当該年度末に、執行部から提出のあった諸帳簿等を監査し、翌年度春の定期生徒総会の席上でその結果を報告する。

3 会員の 3 分の 1 もしくは代議員の 3 名以上から監査請求があった場合は、監査を行わなければならない。

第 10 章 選挙管理委員会

(任務)

第 42 条 選挙管理委員会は別に定める選挙細則によって、本会に関する一切の選挙事務を行う。

(役員)

第 43 条 委員の互選により、選挙管理委員長を 2 名選出する。

(他の委員との兼務)

第 44 条 選挙管理委員は、生徒会及びホームルームを問わず、一切の役員および委員と兼務することはできない。

第 11 章 外局

(目的)

第 45 条 外局は会員に対する奉仕機関であり、執行部の管轄下におかれ、生徒会行事推進のための活動をする。

(任務)

第 46 条 直接会員に奉仕する機関として、次の外局をおく。

- (1)吹奏楽局 各種行事や学校教育活動において
演奏活動にあたる。
- (2)ボランティア局 有志を募り、各種ボランティア活動に従事する。

(役員)

第 47 条 外局には、局員の中から互選により局長 1 名、副局長 1 名以上および会計担当者 1 名以上をおかなければならない。

(顧問)

第 48 条 外局には、本校教員による 1 名以上の顧問をおき、局員はその指導に従わなければならない。

(加入)

第 49 条 外局への加入は会員の自由とするが、ボランティア局を除き、他の外局や部および同好会への重複加入は認めない。

(登録)

第 50 条 外局への加入および脱退は、本規約第 5 6 条の規定を準用するものとする。ただし、その際「部」を「局」と読み替えるものとする。

(校外での活動)

第 51 条 外局が校外での活動を行う場合は、部と同じ扱いとする。

第 12 章 部局および同好会

(目的)

第 52 条 部局および同好会（以下「部等」という）は、共通の関心や趣味をもった会員をもって構成し、各々の能力を十分に伸長させ、会員個々の全人格的人間形成を目指すことを目的とする。

(役員)

第 53 条 部等には部員の互選により、部長 1 名、副部長 1 名以上および会計担当者 1 名以上をおかなければならない。

(顧問)

第 54 条 部等には、本校教員による 1 名以上の顧問をおき、部員等はその指導に従わなければならない。

(加入)

第 55 条 部等への加入は会員の自由とするが、ボランティア局を除く 2 つ以上の部等および外局への重複加入は認めない。

(登録)

第 56 条 部等への加入は「入部届け」用紙の提出をもって登録することにより認められる。

- 2 前項により登録していない者による諸活動は、本会の部等の活動と認めない。
- 3 加入の登録は生徒総会前までの定められた期間を行うことを原則とする。
- 4 部等から脱退する場合は「退部届け」用紙の提出をもって登録が抹消され

る。

(同好会の成立)

第 57 条 同好会は、会員名簿・活動計画書・役員名簿・顧問名の書かれた設立申請書を代議員会に提出し、同好会の設立を代議員会に申請することができる。

- 2 代議員会は前項の申請があったときは、人数・予算・設備・活動場所・顧問を考慮して審議し、その可否を総会に提案しなければならない。
- 3 同好会は生徒総会の議決によらなければ設立を認めない。

(同好会の部への昇格)

第 58 条 同好会としての活動が 1 年以上継続し、かつ選手が 5 名以上在籍している場合代表者は部への昇格を代議員会に申請することができる。

- 2 代議員会は前項の申請があったときは、人数・予算・設備・活動状況を考慮して審議し、その可否を総会に提案しなければならない。
- 3 部は生徒総会の議決によらなければ設立を認めない。

(部の同好会への降格)

第 59 条 生徒総会前までの定められた期間終了時点で、選手が 4 名以下となった場合、同好会へ降格する。

(廃部)

第 60 条 部等は次の場合に廃部とする。

- ア 年度末（3 月 31 日）の時点で部員数が無いとき
- イ 活動内容、活動状況が不良なとき
- ウ 特別な事情があり生徒総会で議決されたとき
- エ 本校教員による顧問を欠いたとき

(規程)

第 61 条 部等は必要に応じて規程を設けることができる。

第13章 ホームルーム

(位置づけ)

第62条 ホームルームは、クラス全員をもってこれを構成し、生徒会活動を推進する基本単位である。

- 2 ホームルームは執行部から送付された問題その他の必要事項について討議し、その意志を代議員会を通して伝える。

(役員)

第63条 ホームルームには次の役員をおく。

- (1) ホームルーム委員長 1名
- (2) ホームルーム副委員長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 司書委員 2名
- (6) 珠文制作委員 2名

(任務)

第64条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) ホームルーム委員長

ホームルームを代表し、ホームルーム活動の運営を図る。また、代議員として代議員会に出席する。

- (2) ホームルーム副委員長

ホームルーム委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその代行をする。

- (3) 書記

ホームルーム活動の記録および資料の保管

- (4) 会計

ホームルーム内の会計処理

- (5) 司書委員

図書室、進路指導室の運営に関すること

(6)珠文制作委員

珠文の制作に関すること。

(委員)

第 65 条 ホームルームから各専門委員・選挙管理委員（以下「委員」という）として本規約第 15 条・第 17 条に定められた委員を選出しなければならない。

(任期)

第 66 条 ホームルーム役員及び委員の任期は、選挙管理委員を除いて半期とし、前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期は 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。珠文制作委員の任期は後期とする。

2 役員や委員に欠員が生じた場合は、その都度選出しなければならない。

第 14 章 会計

(会計)

第 67 条 本会の会計は会員の納付する入会金・会費およびその他の収入によってこれに当てる。

(会費)

第 68 条 会員は以下に定める所定の額を、定められた期間において定められた方法により納入しなければならない。

入会金：¥1,000

会費（年額）：¥18,000

2 会費は生徒総会の議決によらなければ増減することはできない。

(会計年度)

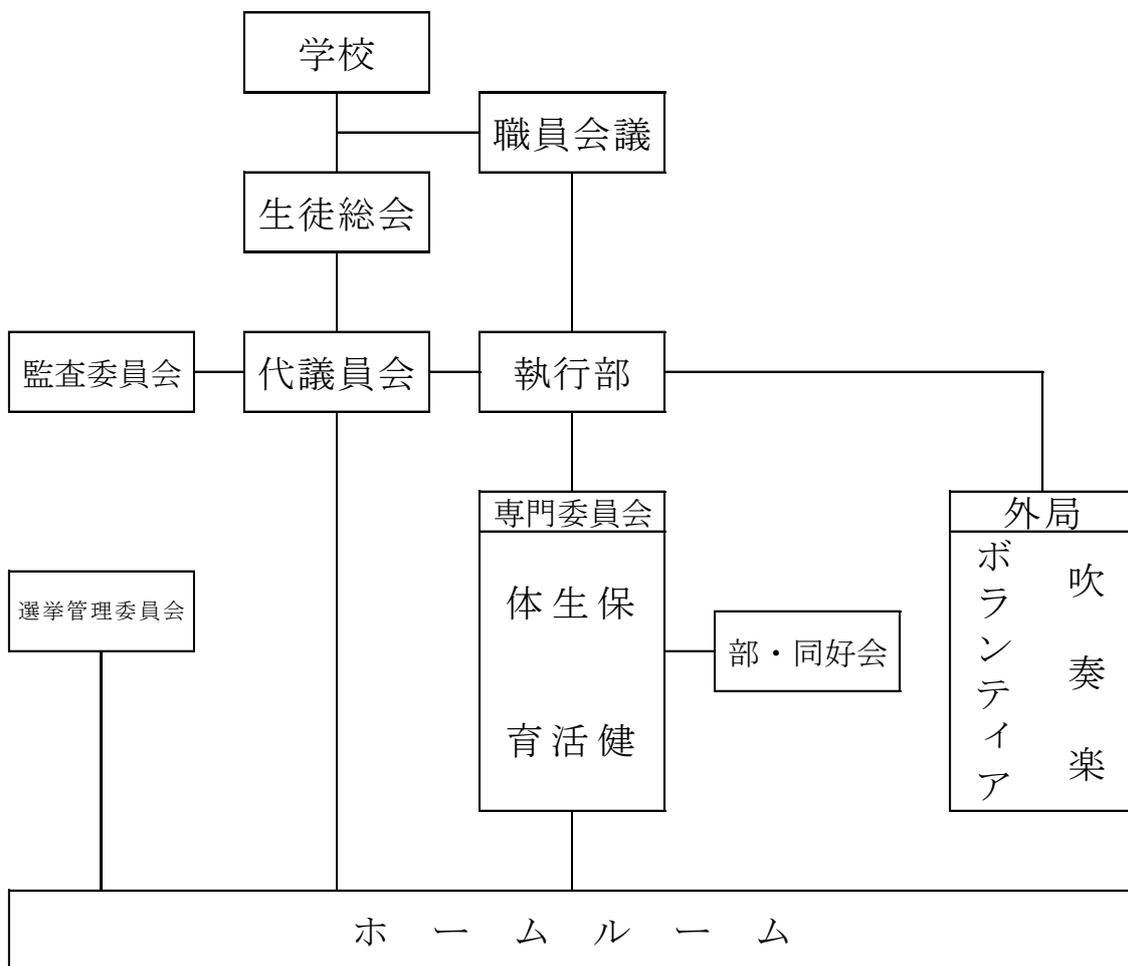
第 69 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 章 補則

(規約改正)

第 70 条 この規約の改正については、代議員会の審議を経たあと、総会において全会員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

別表 4 (第 5 条関係)



11. 賞罰規程（抜粋）

第1章 表彰

（目的）

第1条 この規程は、本校生徒として模範となる生徒を表彰し、全校生徒の志気の高揚を図ることを目的として定める。

（賞の種類及び対象）

第2条 賞の種類および表彰を受ける生徒は、次のとおりとする。

(1)皆勤賞 各年度または3か年間における皆勤者とは、次の条件のすべてを満たした者をいう。

- ア 各年度または3か年間において欠席・遅刻・早退がないこと。
- イ 各教科・科目の欠課がないこと。ただし、特別欠席、忌引、懲戒以外の出席停止による欠課はこの限りではない。
- ウ 懲戒による出席停止がないこと。また、特別指導を受けてないこと。

(2)精勤賞

ア 各年度における精勤者とは次の条件のすべてを満たした者をいう。

- (ア) 欠席日数が1日以内であること。
- (イ) 各教科・科目の欠課時数が6時間以内であること。ただし特別欠席、忌引、懲戒以外の出席停止による欠課はこの限りではない。
- (ウ) 遅刻・早退の合計が10回以内であること。
- (エ) 特別指導を受けていないこと

イ 3か年間における精勤者とは、次の条件を満たした者をいう。

- (ア) 3か年間の皆勤者を除き、各年度すべて皆勤または精勤を受けていること。

令和4年度入学生の卒業時まで適用

(3)珠文賞

- ア 母校の歴史と伝統を自覚させ、スポーツ・文化分野における活動意欲を高め、その向上をはかることを目的とする。

イ 各分野における成績が優秀で、3年間を通じて顕著な活動をおさめ、かつ、品行方正な生徒個人や部局活動等の団体に対し賞を与える。

(ア) 3年連続対外的な成績を残さなければならない、という意味ではない

(イ) 団体とは、正式な選手や出場者だけでなく、その成果をおさめるのに寄与し、影響が大きいと判断される補欠やマネージャーも含めることができる。ただし、授賞式(卒業式)は、代表者がこれを行う。

(表 彰)

第3条 前条の表彰は、3カ年皆勤・精勤賞※及び珠文賞については卒業時、その他は、その学年末において表彰状を授与して行う。

※令和4年度入学生の卒業時まで適用

(表彰の決定)

第4条 珠文賞を受ける生徒の決定は、次の項で定める選考委員会で選考の上、職員会議を経て校長が行う。

珠文賞選考委員会は、総務部長、教務部長、生徒指導部長、各学年主任、部活動顧問の代表(運動・文化分野から各1名)および教頭で構成し、必要に応じて開催する。なお、1・2年生の予定者についての確認も行う。

選考委員会は必要に応じて開催し、その審議は、総務部長が進行する。

(表 彰)

第5条 本賞の表彰は、校長が行う。

(規程の変更)

第6条 規程の変更は、選考委員会の審議による。

第2章 懲戒

(目 的)

第7条 この規程は、生徒の本分にもとる行為等があった場合、これに反省を与えるとともに、生徒の行動に主体性を持たせることを目的としたもので

ある。

(懲戒)

第9条 懲戒を分けて、訓告、停学および退学の三つとする。

(1)訓告 次の各号のいずれかに該当する生徒には訓告を命じる。

- ア 特別な指導を繰り返し行っても、改善されない者
- イ 社会的法令違反で、その程度が重度と判断される行為を行った者
- ウ その他訓告処分が相当と判断される行為を行った者

(2)停学 生徒が学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは懲戒処分とし、停学を命じる。

(3)退学 次の各号のいずれかに該当する生徒には退学を命じる。

- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- イ 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- ウ 正当な理由がなく出席が常でない者
- エ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(懲戒の決定)

第10条 校長は、懲戒処分を決定するにあたり、生徒および保護者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(特別な指導)

第11条 下記の行為について次の各項の定めに従い特別な指導を行う。

特別な指導は、家庭指導、登校指導および訓戒指導とする。

- ア 飲酒・喫煙・有機溶剤の吸引等。
- イ 暴力およびこれに類する行為。
- ウ 脅迫及び恐喝。
- エ 窃盗およびこれに類する行為。
- オ 定期考査における不正行為。
- カ 校具・備品等の無断持ち出し。
- キ 列車・バス等の無賃乗車、定期券の不正使用、列車妨害等。

ク 交通違反。

ケ その他社会的秩序に反する行為をした場合。

12. 応援歌

作詞 松井 修

作曲 川内 八郎

- 第1
- 1 怒濤逆まく オホーツクに
我ら浜高健児あり
愛する我らの浜甲に
輝く不滅の栄冠を
 - 2 若さみなぎる健闘と
正義を愛するわが勇士
これぞ我らの誇りとぞ
高き理想の伝統を
 - 3 純朴風にたなびきて
はえある名誉の伝統を
作りし勇士 北海の
浜高健児 我らなり

作詞 越後谷幸夫

作曲 不詳

- 第2
- 1 東海けって 日はおどる
ぐれんの炎 うちに見て
熱血たぎる 若人の
覇気高らかに こだまする
 - 2 かのマラソンの戦場を
血汐の中に走りたる
勇士の誉 そのままに
只 栄冠われにあり

13. 日課表

S H R 8 : 30 ~ 8 : 40
1 校時 8 : 45 ~ 9 : 35
2 校時 9 : 45 ~ 10 : 35
3 校時 10 : 45 ~ 11 : 35
4 校時 11 : 45 ~ 12 : 35

昼休み 12 : 45 ~ 13 : 20
5 校時 13 : 20 ~ 14 : 10
6 校時 14 : 20 ~ 15 : 10
S H R 15 : 10 ~ 15 : 15

